

陳情第16号

公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める  
陳情

令和7年8月28日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により配付する。

令和7年11月28日 配付

京丹後市議会議長 中野勝友



令和7年8月26日

京丹後市議会議長  
中野 勝友様

京都府西京区 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

ハラスメントから職員を守る京都府民の会 [REDACTED]

代表 中路 式雄 [REDACTED]

東京都葛飾区 [REDACTED]

自治労と自治労連から国民を守る党 [REDACTED]

代表 浜田 聰 前参議院議員 [REDACTED]

事務局長 小澤正人 [REDACTED]

## 公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

### <陳情理由>

「ハラスメントから職員を守る京都府民の会」は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、京都府内の全市町村に対し陳情を提出し、改善を求めてきました。

しかしながら、職員が望まない形で支出を行わざるを得ない事例は、政党機関紙に限らず、特定労働組合（例：自治労、自治労連）への加入・継続に関しても同様に報告されています。そこで今回は「自治労と自治労連から国民を守る党」と連名で陳情を行い、特定労組への加入・継続および政党機関紙の購読勧誘に関する二つの問題について、改善を強く求めるものです（添付資料参照）。

第一に、労働組合（職員団体）への加入についてです。自治労や自治労連等の労働組合への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。

自治労、自治労連があわせて全国平均 70%以上の高い加入率（2023 年時点）を維持しているなど、京丹後市では 350 人が加入しているとの調査（総務省 2023 年）があります。加入後は、給与の約 2%（平均月額 4000～6000 円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20 年在籍すれば約 120 万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。

しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。

加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。

第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題です。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状があります。

実際、全国33自治体で調査が実施されましたが、平均して57%の管理職が「心理的圧力を感じた」と回答しました。例えば、令和6年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の79%が「心理的圧力を感じた」と答えています。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続いている」との声があります。山形市調査（令和7年）では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけでした。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのです。

実際に、これらの問題に対応するため、85もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択されました。

特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されています。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題です。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体にお願い申し上げます。

#### ＜陳情項目＞

- ① 自治労、自治労連等の労働組合に加入・継続にあたり、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ② 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ③ 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてください。

# 職員団体（労働組合）への加入実態と課題

新任職員が組合加入を断るのは難しい 自治体職員の声より

職員の声と法的観点から考える自由な職場環境

## 地方公務員の労働組合への加入は完全に任意です

この事は地方公務員の基本的権利として法律・制度で保障されています。

**地方公務員法の規定:** 地方公務員は「職員団体（労働組合）を結成することもしないことも、加入することもしないことも自由」であり、組合加入を強制することは許されません。また、一旦加入しても脱退の自由が保障され、組合規約で脱退を禁止・制限することもできません。（地方公務員法第52条の解釈）

**不当労働行為の禁止:** 使用者（自治体）は労働組合への加入・非加入を理由に職員を差別してはならず、「組合に入らなければ昇任できない」「組合を抜けたら不利益を被る」などを示唆することは、労働組合法上の不当労働行為に当たります（公営企業職員等に直接適用、一般行政職員にも同趣旨が準用）。労働組合法第7条は、組合に加入しないことや脱退を雇用条件とする契約（黄犬契約）を禁じており、公務職場でも加入・脱退は本人の自由意志に委ねられています。

**オープンショップ制:** 民間企業では、新規雇用された従業員が一定期間内に労働組合に加入しなければならないユニオンショップ制が認められる場合がありますが、自治体職員は任意加入（オープンショップ制）であり、加入・非加入は完全に自由です。

# 自治体職員の声、実体験に基づく報告

本来、職員団体（労働組合）への加入・脱退は自由な個人の権利であるはずです。しかし現場からは、以下のような声が数多く寄せられています。

- ①「新卒で入庁したのですが、組合の十分な説明もないまま、天引きの同意書にその場で署名・提出させられた」
- ②「新任職員の女性が入庁日初日の説明会で、組合は入りたくないと言ったところ部屋にいた数人の組合執行部が女性を取り囲んで恫喝はじめた」
- ③「脱退を申し出たが、中央委員会で不承認となり、脱退意志が拒否された」
- ④「採用当初、労働組合への加入はしませんでしたが、研修終了後の配属先で非組合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐待に合い、不本意ながら加入してしまいました」
- ⑤「脱退の申し出をすると、引き止めの面接が4回もあったという方がいました。この面接が事実上脱退を阻む壁となっています」
- ⑥「政治活動やイベントへの参加を“断りづらい雰囲気”がある」

これらの「職員の声」の詳細はこちら

<https://x.gd/wO7Pf>



私は給与からの組合費天引きに納得できず「辞めさせてほしい」と頼みましたが話がかみ合わず、辞められずに諦めた経験があります。自治労幹部が私を説得する際に、「組合に加入しないのは、人としておかしい」と人格否定され、とても嫌な思いをしました。

「確かに、組合に入っても入らなくても給料は変わらないね。だから、組合に入ると組合費を取られるだけ損という考え方もあるよ。だけど、君たちがもらう給料は、組合が交渉して勝ち取ったものなのだよ。その実果を組合に入らないでもらうなんて、人としておかしいと思わないか？」（自治労幹部の発言より）

出典：元自治体職員のブログ <https://toraimual.com/page14/bid-451799>

## 加入しない職員とその影響

観点	組合加入者	組合非加入者
昇進・異動	差なし	差なし
福利厚生	組合独自制度あり	利用不可
経済負担	毎月4～6千円引き落とし	負担なし
活動負担	活動依頼がある	活動依頼なし
心理的圧力	圧力を受けにくい	圧力・孤立の可能性あり

# 職員アンケートによる実態把握の必要性

自治体内の職員の声を正しく把握し、公正で自由な職場環境を実現するためには、全職員を対象とした匿名・任意回答のアンケートによる客観的な実態調査が有効です。特に「本人の意思に反した加入・継続」を防止するため、以下の点を確認する必要があります。

- 入庁時に組合加入を勧められる際、活動内容・費用・任意加入であることが十分に説明されたか。
- 脱退の意思表示がしやすい環境が整っているか。職員への心理的圧力に当たるような引き止め説得がないか。
- 組合に所属しないことで、不利益や心理的圧力を受けていないか。

## 職員アンケートの実施例

実態把握の第一歩として  
匿名アンケートの実施を提案します。

### 職員団体（労働組合）に関するアンケート（例）

- ① 職員団体（労働組合）に加入する際、活動内容や費用負担、加入・非加入は任意である点について説明を受けましたか？ 未加入の方は勧誘時の状況についてお答えください。
- はい（十分に説明があった）  いいえ（説明が不十分、又はなかった）  
 覚えていない  案内や勧誘を受けたことがない
- ② 毎月の組合費の支払いについて、どのように感じますか？
- 負担は感じない  やや負担に感じる  強く負担に感じる  わからない
- ③ 職員団体（労働組合）の活動で良いと感じたことをお答えください（複数回答可）
- 給与・待遇が良くなかった  相談できる窓口がある  休暇や勤務時間が改善した  
 職場環境が良くなかった  福利厚生を利用できた  交流や研修の機会があった  
 特に良いと感じたことはない  わからない
- ④ 職員団体（労働組合）の加入・活動に関する職場環境について、近いものを選んでください。
- 加入・非加入を自由に選べる雰囲気がある  加入を断りにくい雰囲気がある  
 加入や活動に関する説明が不十分  わからない
- ⑤ 自由記述欄（労働組合や職場環境についてご意見や実体験など自由にお書きください）

## アンケート実施にあたっての留意事項

アンケートの目的は、職員の良好な職場環境を把握・改善することにあり、個人の組合加入・脱退状況や政治的信条を特定することってはなりません。そのため、すべて匿名で実施し、回答内容が個人や部署に結び付けられない形式とすることが不可欠です。

なお、2012年に大阪市が実施した職員アンケートでは、氏名・所属を記入させた記名式の形式で組合加入状況を把握できる内容を含んだため、大阪府労働委員会より「不当労働行為」に該当すると認定されました。

一方で、各自治体で近年実施されているハラスメント調査等では、任意回答・無記名方式や、電子申請システムを用いた完全匿名化などにより、適法かつ安全に実施されています。本アンケートにおいても同様の配慮を徹底することで、問題なく実施可能と考えられます。

# 自治労・自治労連の政治的立場と説明責任

自治労は日本労働組合総連合会（連合）に加盟し、立憲民主党と政策協定や推薦関係を結び、組織内候補を擁立・支援しています【自治労公式サイト】

自治労連は全国労働組合総連合（全労連）に加盟し、日本共産党と政策的に一致する課題（憲法改正反対、民営化反対など）を推進しています【自治労連公式サイト】

例えば自治労は、組合員に対し選挙で「組織内応援候補に一人一票以上を」と呼び掛けています。こうした政治活動や選挙活動への呼び掛けについては、新任職員が「労働組合加入・非加入」を判断する際に十分説明されるべきです。説明を欠けば、政治的中立性に疑念が生まれたり、職員の思想・信条の自由を損なうおそれがあります。

## 参議院選挙における自治労・自治労連による選挙活動例

### ■自治労中央執行委員長「組合員は組織内候補へ一人一票以上を」

自治労公式ウェブサイトより [https://www.jichiro.gr.jp/pltc/27th\\_san\\_result/](https://www.jichiro.gr.jp/pltc/27th_san_result/)

- 7月20日、第27回参議院議員選挙の投開票が行われ、自治労組織内の「岸まきこ」（立憲民主党）は、再度、比例代表の議席を確保することができた。
- 選挙区では、「吉田ただとも」（組織内／大分）、「森本しんじ」（政策協力／広島）は議席を獲得し、「富永あけみ」（組織内／佐賀）は議席獲得に至らなかったものの、国政の場に組織内・政策協力議員を送り出し自治労の政治的影響力を一定維持できた。
- 参議院選挙は、まさに組織力、結集力が問われる選挙戦であり、「組合員1人1票以上」との基本目標を掲げ取り組みを展開した。
- 「中道・リベラル」勢力の拡大にむけ、尽力していく決意であり、単組・県本部、組合員の皆さんにより一層の結集をお願いする。

### ■京都自治労連委員長「共産党と共産党候補にぜひ支援を」

日本共産党公式ホームページより [https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-07-05/2025070504\\_04\\_0.html](https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-07-05/2025070504_04_0.html)

- 日本共産党の井上さとし参院比例候補と、倉林明子京都選挙区候補は4日朝、京都府庁前と京都市役所前で、出勤する自治体職員らに支援をよびかけました。
- 京都自治労連の福島功委員長は、倉林候補が公務災害認定に尽力したことなどを強調し「公務・公共拡充を掲げる共産党と倉林候補にぜひ支援を」と語りました。

資料作成：自治労と自治労連から国民を守る党

事務局長 小澤正人 電話番号 090-5116-7678  
E-mail: bwizoz1975@gmail.com URL: <https://j-j-j-j.com/>

お気軽にお問合せください

※本資料PDFは右QRコードから  
ダウンロード頂けます。

